

改 正 案	現 行
<p>(添付書類)</p> <p>第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。</p> <p>一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてははその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者として同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「免許申請者」という。）、宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書</p> <p>一の二〇十 (略)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。</p> <p>一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてははその役員（相談役及び顧問を含む。）をいい、営業に関し成年者として同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下この条において「免許申請者」という。）、宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第十五条第一項に規定する取引主任者が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書</p> <p>一の二〇十 (略)</p>

十一 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）
においては、その法定代理人の登記事項証明書

2
3
(略)

(新設)

2
3
(略)

別記

様式第二号

(A4)

添付書類 (2)
誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

印

法定代理人

商号又は名称

氏 名

印

別記

様式第二号

(A4)

添付書類 (2)
誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人及び法定代理人は、法第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

印

(法定代理人氏名

印)

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事